

注: 本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

# IFRS in Focus

## IASB、年次改善プロセスに基づく修正案を公表

### 目次

#### 背景

#### 修正案

#### 発効日

このIFRS in Focusは、パブリック・コメントのために2019年5月に国際会計基準審議会 (IASB) が公表した、最近の公開草案ED/2019/2「IFRS基準の年次改善 2018-2020年」(ED)における提案の概要を示している。

- 本EDは、次の基準の修正を提案している。
  - IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」
  - IFRS第9号「金融商品」
  - IFRS第16号「リース」に付属する設例
  - IAS第41号「農業」
- 本修正案の発効日は、公開期間終了後に設定される予定である。
- 早期適用は、すべての修正について認められることが提案されている。
- 本提案に対するコメントは、2019年8月20日まで募集されている。

#### 本修正案

「年次改善」プロセスは、意図せざる帰結、矛盾または見落としに対処するために、IFRS基準に必要であるが緊急ではない修正を、IASBが行うことができるようにするものである。単一のEDでの提案の公表は、基準設定プロセスを効率化することを意図しており、利害関係者とIASBの双方に利益を提供する。

2018-2020年サイクルのEDでは、IASBの「年次改善」プロセスの基準を満たす以下の4つのIFRS基準の修正を提案している。

#### IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」—初度適用企業としての子会社

本提案では、親会社よりも後に初度適用企業となる子会社から報告される換算差額累計額についてIFRS第1号D16項(a)の免除規定の範囲を拡大するものである。この修正により、子会社、関連会社または共同支配企業は、親会社のIFRS基準への移行日に基づき、親会社から報告された金額を用いて換算差額累計額を測定することが認められることになる。

#### IFRS第9号「金融商品」—認識の中止についての「10%テスト」に含まれる手数料

IFRS第9号は、現在の借手と貸手の間での、大幅に異なる条件による負債性金融商品の交換（現存する金融負債またはその一部分の条件の大幅な変更を含む。）があった場合には、当初の金融負債の認識を中止し、新たな金融負債を認識することを要求している。

新しい条件に基づく残存キャッシュ・フローの割引現在価値が、当初の金融負債の残存キャッシュ・フローの割引現在価値と少なくとも10%異なる場合（10%テスト）、条件は大幅に異なっている。

詳細は下記Webサイト参照

[www.iasplus.com](http://www.iasplus.com)

[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)

[www.deloitte.com/jp/ifrs](http://www.deloitte.com/jp/ifrs)

本修正案は、新しい条件に基づくキャッシュ・フローの割引現在価値を算定する際に含まれる手数料は、他方の当事者に代わって支払ったまたは受け取った手数料を含む、借手と貸手の間で支払ったまたは受け取った手数料のみが含まれることを明確化している。

本修正は、企業が最初に適用した日以後に発生した条件変更および交換について、将来に向かって適用される予定である。

#### IFRS第16号に付属する設例ーリース・インセンティブ

本提案は、貸手からの賃借設備改良の補償を例示から削除するために、IFRS第16号に付属する設例13を修正する。

本修正は、IFRS第16号を適用したリース・インセンティブの取扱いに関する潜在的な混乱を取り除くものである。

本修正はIFRS第16号に付属する強制ではない資料に影響するものであるため、経過措置は提案していない。

#### IAS第41号「農業」ー公正価値測定における税金

IASBは、2008年にIAS第41号を修正し、公正価値を測定する際に税引前の割引率を使用するという要求を削除した。その修正後、企業は公正価値を測定する際に、税引前の割引率を使用するか税引後の割引率を使用するかを選択することができた。しかし、IAS第41号は依然として、公正価値を測定する際に、税引前のキャッシュ・フローを使用することを要求している。

この矛盾を解消するために、IASBは、公正価値の測定の際に、税金のキャッシュ・フローを除外するというIAS第41号22項の要求事項を削除することを提案している。

これにより、IAS第41号の公正価値測定とIFRS第13号「公正価値測定」の要求事項が整合し、財務諸表作成者は、最も適切な公正価値測定のために、税引前か税引後のキャッシュ・フローと割引率を制約なしに決定することができるようになる。

本修正は、将来に向かって適用される。すなわち、企業が最初に本修正を適用した以後の公正価値測定に本修正は適用される。

#### 見解

##### IFRS第1号の修正

IFRS第1号D16項(a)は、親会社よりも後にIFRS基準の初度適用企業となる子会社に対して、資産および負債の測定に関する免除規定を設けている。IFRS第1号の結論の根拠では、この免除規定は子会社が異なるIFRS移行日に基づく2組の会計記録を並行的に保存しなくてもよいようにするために設けたと説明している。

現在のIFRS第1号の要求事項を適用しても、子会社は依然として、換算差額累計額について、異なるIFRS移行日に基づく2組の会計記録を並行的に保存しなければならない。本修正により、2組の会計記録を保存する必要がなくなるため、子会社の移行が簡素化される。

IASBは、子会社と親会社によって報告される金額に通常差異は生じない、または他のIFRS第1号の免除規定を適用する、あるいは適用しないことによって潜在的な差異を回避することができるため、本修正案の範囲を資本の他の内訳項目にまで拡大しなかった。

#### 発効日

本修正案の発効日は、最終化された場合に、本EDについて受け取ったコメントを検討した上で決定される予定である。IFRS第16号の設例の修正は、IFRS第16号に付属する強制ではない資料に影響するものであるため、発効日は設定されない。

(最終化された場合には)すべての修正について、早期適用が認められることが提案されている。

IASBは、2019年8月20日までEDに対するコメントを募集している。

**さらなる情報**

年次改善プロセスに基づく修正案について質問がある場合には、通常のデロイトの連絡先にご連絡ください。

# Deloitte. トーマツ.

## デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社並びにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に 1 万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連する第一級のサービスを全世界で行っています。150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービス提供をしています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 286,000 名の専門家については、([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの提携法人のひとつまたは複数指します。DTTL(または“Deloitte Global”)および各メンバーファーム並びにそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの提携法人は、オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、東ティモール、ミクロネシア連邦、 Guam、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、ニュージーランド、パラオ、バブアニューギニア、シンガポール、タイ、マーシャル諸島、北マリアナ諸島、中国(香港およびマカオを含む)、フィリピンおよびベトナムでサービスを提供しており、これらの各国および地域における運営はそれぞれ法的に独立した別個の組織体により行われています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性があります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**